

事務連絡
平成22年4月13日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

埋込型心電図記録計移植術及び埋込型心電図記録計摘出術の
施設基準に係る届出の受理番号について

特掲診療料の施設基準等に係る届出の受理については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第3号)を踏まえて行われているところですが、「K597-3 埋込型心電図記録計移植術」及び「K597-4 埋込型心電図記録計摘出術」の施設基準に係る届出の受理番号の取扱いについては、下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

「K597-3 埋込型心電図記録計移植術」及び「K597-4 埋込型心電図記録計摘出術」の施設基準に係る届出の受理番号については、各厚生(支)局における取扱いの実情を踏まえ、各厚生(支)局ごと又は各事務所ごとに適宜設定した上で、届出の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

なお、受理番号を設定した際には、事前に審査支払機関に対してその旨を連絡をしておくこと。

【受理番号の参考例】

- ・ 「(埋心電) 第 号」

注：「埋込型心電図検査」と同じ受理番号でも可。

- ・ 「(埋記録) 第 号」

注：新たな受理番号を独自に設定することも可。

